

令和5年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（5日目）

1. 令和5年3月22日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年3月22日 午前11時28分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

6番	河	上	真	智子	7番	山	崎		誠
----	---	---	---	----	----	---	---	--	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	堀		恵子
--------	---	---	---	---	---	---	---	--	----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清									
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治					
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志					
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁				
住	民	課	長	歳	原	雅	則	福	祉	課	長	奥	野	充	之					
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香	
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月		豊					
水	道	課	長	古	好	広	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広			
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也											

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 1 号	吉備中央町議会の個人情報保護に関する条例について
日程第 3	議案第 1 号	吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 2 号	吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 3 号	吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例について
日程第 6	議案第 4 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 5 号	吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 6 号	吉備中央町職員の旅費に関する条例について
日程第 9	議案第 7 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 8 号	吉備中央町町有林整備基金条例について
日程第 11	議案第 9 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 10 号	吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 11 号	吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 12 号	吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 13 号	吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第16	議案第14号	吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第15号	吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更について
日程第18	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）
日程第19	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）
日程第20	議案第18号	令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第21	議案第19号	令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第22	議案第20号	令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第23	議案第21号	令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第24	議案第22号	令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
日程第25	議案第23号	令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
日程第26	議案第25号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について
日程第27	議案第26号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算について
日程第28	議案第27号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第29	議案第28号	令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について
日程第30	議案第29号	令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算について
日程第31	議案第30号	令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算について

- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 5 年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別
会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 令和 5 年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予
算について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 令和 5 年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予
算について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 令和 5 年度吉備中央町上水道事業会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 令和 5 年度吉備中央町下水道事業会計予算について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

- | | | |
|-----------|--|----|
| 発議第 1 号 | 吉備中央町議会の個人情報保護に関する条例について | 可決 |
| 議案第 1 号 | 吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条
例について | 可決 |
| 議案第 2 号 | 吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例について | 可決 |
| 議案第 3 号 | 吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例につい
て | 可決 |
| 議案第 4 号 | 吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 |
| 議案第 5 号 | 吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例について | 可決 |
| 議案第 6 号 | 吉備中央町職員の旅費に関する条例について | 可決 |
| 議案第 7 号 | 吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて | 可決 |
| 議案第 8 号 | 吉備中央町町有林整備基金条例について | 可決 |
| 議案第 9 号 | 吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について | 可決 |
| 議案第 1 0 号 | 吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について | 可決 |
| 議案第 1 1 号 | 吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 | |

	する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可決
議案第12号	吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について	可決
議案第13号	吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決
議案第14号	吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について	可決
議案第15号	吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更について	可決
議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）	可決
議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）	可決
議案第18号	令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第19号	令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第20号	令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第21号	令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	可決
議案第22号	令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について	可決
議案第23号	令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第25号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について	可決
議案第26号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算について	可決
議案第27号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について	可決
議案第28号	令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について	可決
議案第29号	令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算について	可決

議案第30号	令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算について	可決
議案第31号	令和5年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について	可決
議案第32号	令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算に ついて	可決
議案第33号	令和5年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算に ついて	可決
議案第34号	令和5年度吉備中央町上水道事業会計予算について	可決
議案第35号	令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算について	可決

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、河上真智子君、7番、山崎誠君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、発議第1号、吉備中央町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

この個人情報の保護に関する条例についてですが、これまで持ってなかった議会が取扱い事業者というような形で、改めてこういう条例を持つことになったというふうに理解しているのですが、国の個人情報保護、これが一括でまとめられて法制化された。それとの関係でこういうのが改めて作られることになったんだというような概略的な理解はできるんですが、そののところをもう少し詳しく説明していただけたらと思います。よろしく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

先ほどの質問でございますが、これは個人情報、旧来の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律、新しい改正され

た個人情報保護法に統一されました。

その中で、今まで議会は行政機関の一部というふうな位置づけでございましたが、国会やその他の機関、裁判所等との整合を図るために、議会は独立して新たに個人情報の条例をつくるという趣旨でこの条例案を発議いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

概略理解したつもりで、ということは、国の保護条例、今回法制化されたその下でこの条例が生かされていくというふうに理解したらいいわけですね。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、発議第1号、吉備中央町議会の個人情報の保護に関する条例については原案のとおり可決されました。


~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第2号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

このバスの有償運行に関する、これ実証運行延長だと思うんですけども、実際のちよっ

と実績を申し上げますと、令和元年度、町は1日12人の目標、KPIを掲げてまして、令和元年度は18%の達成率、令和2年度は12%の達成率、令和3年度は12%で、令和4年度は今のところ9%の達成率なんですけれども、また延長するに当たって今後何を改善して、どういう形で利用者を増やそうという取組を考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃられるように、毎年KPIの人数までには達していない状況ではあります。どのような形で延長していくに当たって対策を取っていくかということでございますけど、地域の公共交通会議の中でも説明をさせていただいたんですけど、今している町内巡回バス、へそ8あるいはデマンド型の乗合いタクシーとの乗り継ぎの利用促進等を行い、デマンド型タクシーにつきましても、内容をより一層使いやすくしていくことも思っております。それと合わせまして、このバスのほうもほかの公共交通とともに検討して、具体的にこれからの、これとこれとこれをするというまではいってないんですけど、例えば、その中の一つとして、料金の体系の見直しを行うとか、最初に行なった無料乗車券をするとか、少しでも利用者の方が使いやすい、乗りやすいものをしていくために、その2年間で協議をしていこうかなというふうに思っておるところです。

○議長（難波武志君）

ほかに、御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

確かに、今お話がありましたように、利用者が思うほど、期待されるほど増えてないという側面から見れば、確かにいろいろ工夫してもらわんといかんということだと思んですが、一方で、免許を返上するとか、そうなるところを頼らなかつたら病院通いができない、そういう人たちもおられると思うんです。その切実な願いがもっとクローズアップされんといかんじゃないか、論議の対象として。言わばそこを頼って医者に通っているんだ、この存在、どのくらいの存在で意味を持ってるか、どうつかまれておられますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

確かに日名議員おっしゃられますように、岡山医療センター、通われてる高齢者の方もおられると思います。今はこのバス以外にも家族の送迎であったりしていると思います。今後は家族に頼ってばかりもなかなかできない御家庭も増えてくると思います。そういう意味もありまして、できるだけその高齢者、病院へ通われる方につきまして、いろんな形、角度から手厚くできる方法を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。

関連なんですけれども、今同僚議員が質問しましたように、実証運行に関するこの、ここで一部を改正するんですけれども、もともとの原因が、要するに乗車率が悪い原因っていうのはこの地域性の問題、この中山間地域において大きな主要道路だけを走るだけのバスであるということが、私、前にも申し上げましたけれど、やっぱり便利さからいうと、近いとこ、要するに玄関先までということではないんですけれども、なるべく乗りやすい場所へという、そういう大きな改革っていうものが欲しいと思います。

そのことによって利用率を上げるっていう、根本的にこの改正する、実証運行を延長する前にしっかりとそういうことを、町民の意見、それから利便性、そういうようなものを図ってほしいと思います、というのが、巡回しているバスのメリットっていうのもあるんですけども、一番原因になってるのは、そこまで出ていくことがなかなかできないと、それと停留所の部分についても、やっぱりその周知ができてないんです。だからいろんな方法で、例えばいろんな商店であるとか、物を売るだけの商店じゃないですが、いろんな場所においてそういう広報してみる、PRしていくことも、これも大事なことだと思います。

そういうことを含めて、これからはだんだん乗車率を上げていくというところに重きを置いてほしいと思います。それがサービスの一環となると思いますので、そういうことを

取り組んでください。そうした公共交通会議に私出ませんので、どういう意見がどういうふうに出たか分かりませんが、そういうことをしっかりと協議をしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

西山議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに今の公共交通、なかなか主要道へ出るまでが大変なというのは十分承知しております。また、停留所の周知等もしていきたいと思っております。このバスだけでなく、いろんな公共交通含めまして、全体的な見直しを図っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質問はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これ相当の予算も投入しているわけですが、先ほどの答弁のように、いろいろ改良をしていくということですが、この議案については2年間の延長をするということでございました。さっきの抽象的なというか、いろいろ工夫していきますということですが、具体的にお尋ねしたいんですけども、これは2年間にしましたが、先ほどのいろんな利便性を高めていく努力をするといったことは、ずっともう2年間同じように続けるのか、例えば1年でもう一度見直すとか、評価をしかえるのかというのが1つです。

それから、具体的に今運賃のこともちょっと今出ましたが、運賃とか、それから中心的な路線となっているその先の毛細血管になるところ、よりデマンドであるとか、へそ8バスであるとか、そういうことのダイヤ、乗り継ぎの利便性、そういうことも、例えば2年間の延長した根拠と、それは1年あるいはその半年で、これ公共交通会議という難しい調整もありますけども、その辺りは評価し直す、あるいはそういう実績を検討しながら、1年先にはどうこうするというような意味で2年間の延長になったんでしょうか。その辺りちょっとお答えをいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、公共交通会議のほうで4月から2年間というふうな形で承認をいただいております。確におっしゃられるように、例えば1年間でぐっと達成すれば、それはまたそこで公共交通会議のほうで協議を図っていきたいと思っておりますし、その上昇する要因を、何がいいのか、これは急いで考えにやいけんこととは事務局のほうも思っておりますので、そこら辺は十分考えていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

今後の推移を見てということですが、具体的に、例えば1年間という期限を切って評価をもう一度するのかどうか、もう2年間今のままでちょっといって様子を2年間は見ただけなのか、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

期限につきましては、一応もう2年間だと思っております。

見直しはしていきますので、一応ここでは2年間というふうに延長をしておりますけど、状況によりましたら、改善するようであればその辺はまた提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

すみません、しつこいようですが。ちょっと今の答弁、はっきりと私は飲み込めん。その2年間、今質問した、これは2年間というものを一つの節目を作ろうとするのは分か

るんですけど、やはりスピードを持って、その短期間においてもいろんなことを精査しながら変えていくということに努力してもらわんと、この2年間でほんならずっぱりとやりますよってというのは、何の反映にもならんし、サービスの向上には僕はならんと思うんです。やっぱりそのときそのときのあれに応じて、ほんなら2年間ゆっくり物をすりゃあええんかというようにしか取れんんですけど、課長、それはちょっと答え的におかしいと思う。

それから、公共交通会議で皆さんが認められましたというけど、公共交通会議のメンバー的に皆さんが集まる、あれ町民の方々がその声が反映してるとも思いませんし、町はようアンケート調査なんか取られるんですけど、そういうことを今回も全然調査の段階に入っていないような気がするんです。そういうことを含めて、サービスをするんであれば莫大な予算使ってるんですから、そういうところもよう含めて、今の答弁は私にするか同僚議員にするか分かりませんが、ちょっと分かりにくいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

今回の議案としては、2年間というふうにお願いしております。1年、状況を見て、当然こちらとしても努力をしてみたいです。改善するようであればそこでまた、例えば期間を終了して、実証から実走できるようにという段階になれば、そういうふうな形でまた御提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

度々すみません。分かったような分からんんですけど、具体的にその2年間というのは今回議案が出ていて、それは認めるかどうかというのは問われてるんで分かりますが、その間に、質問者が出ているのは、今の運賃の問題であるとか、乗り継ぎのダイヤであるとか、そういうことを具体的に見直すようなそのチャンスというか、機会というか、そういうものは作るのかどうか、作れないのか、ちょっとそこを聞いております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

料金の見直しであるとか、料金体制につきましては、その辺も含めて、実証していける部分につきましてはやっていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

このまず議案の説明のときに、延長する理由の一つとして実証データの収集不足という説明があったんですけど、私、総務課から運行実績集計表をいただいているんですが、例えば実証データの収集不足、例えばどういうデータが今不足しているのかっていうのを教えていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

データ不足というのは、利用者が少なかったというのが一番大きいかと思います。コロナを例えに出してはいけないと言われたんですけど、そういう形で、外へ出ていかれる方、病院へ通われる方も少なかったというのも大きいかなというふうに思っていますので、まず、もっとしっかり乗っていただける要因をもっと考えていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

であればちょっと本気の意味を込めて、例えば、実証運行をこの1年間だけにするとか、もしくは、もし可能であれば職員の方にも乗っていただけたらと思うんです。だから町営バス、私よく乗るんですけど、まだ職員の方ほとんど乗られたことがないということも運転手から聞いてます。このきびプラザ岡山医療センター線においても、職員の方にも時々仕事上でも乗っていただきながら、本気の姿勢を見せて、実証運行を私は1年にして、本気の動きっていうものが大事かなと思うんですけども、その辺り何かお考え等あれ

ばお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この有償バスにつきましては、一つは国立病院行き、これにつきましてはいろいろな民間業者等々の中で交通会議があって、2年間というある程度の縛りがあります。私は、それは別にして、この公共交通というのはやはりどうしてもなくてはならないものだろうと、今、日名議員言われました、本当にこれがなかったら困る方もおられます。これは利用率が低いからそれじゃあやめようということには、私は町民のサービスにはならないと思います。

だから、利用率を上げる工夫です。山崎議員言われたように、2年間の縛りはあっても、どんどんどんどん改善していくべきだと思います。改善していくべき、乗ってもらう努力を我々はします。今言われたように、私も何回か役場来るのに乗りました。皆さんもぜひ乗ってください。皆でこの公共交通というの高めるべきだと私は思います。一遍やめたらあと多分復活は難しいと思います。ぜひ、努力します、乗っていただく。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

長うなって悪いんですけど、これは条例の部分の質問をせにゃいけないんですけど、私は、もちろんその福祉国家を目指してとる国のほうの予算等もしっかり交付金としていただいての運営じゃと思うんですけども、もう少しやっぱり一般の人の、町民の見方も、町長、やっぱり空気ばあ運びようるようで、誰も乗ってねえがなというふうなことも言われる声をちょこちょこ聞くんですが、これはやっぱり私も思うんですけど、デマンドであるとかへそバスであるとかというふうなこともさることながら、もう少し統一的に、あれもこれもということの中途半端じゃなしに、やっぱり公金出動ということは、高齢者にしても若者にしてもやっぱりある程度の公平性というものも考え方の中に入れてやらんと、もう一人のためにほんなら全ての交付金の金額的なものがそこについて果たしていいものか、そういう考え方も少し考え持って、これからのあれを。

それと、デマンドとかということも、制限が最初からかかったり、そういうことはもう最初からそういうことは執行部の側としてよく考えた上でやらんと、それから、町内にはタクシー業者もあるんですから、そういうようなものも有効に活動してもろうて、そこに対して補助金を出していくというふうな考え方も僕は必要なんじゃないか。一人のためにというようなことなんじゃけど、そんなことを言ようたら、若者、一般の人にも公共サービスができにくい。やっぱり料金はそこに、道路のことやこうでも、やっぱりやっていかにゃいけんわけじゃから、もう少し何やかんやをまとめて、最小限度の部分で最大の効果を発揮するという、やっぱり考え方を持つべきじゃないかなと。このまま行きようたら切りがないですよ。一人のために、1軒家の一人のために1台車を持っていくというふうなことは夢であっても不可能じゃと、私はそう思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もう石井議員言われるように、公平性というのは、まず第一に考えないといけません。それから、財源的なものも当然考えんといけません。そして、交通、一人が1台ずつ、何かサービスをしてもらう、なかなか難しいです。その辺を考えて今デマンドと基本路線のバスを今やってるんです。それをいかにいいように調和を取るか、そして無駄な物があつたらそりゃあ省けばいいです。それを今やってる段階だと私は把握してます。ただこれは、もっともっと努力せんといけんです。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

先ほど総務課長のほうから、データが少なかったというのは、私は一理うなずけるんです。というのは、ちょうどコロナで岡山医療センターのほうで公共交通機関を使ってこられた患者さんの受診のときにちょっとハードル上げまして、外来で検査を受けてからでないと中で診療ができないとか、入院には絶対に個人の車かタクシーで来ていただくようにという通達があつたので、そのせいもあってやや利用のほうを控えられる方も当然中にはあつたんじゃないかと思えます。

それは今後の推移を見てみないと分からないんですけど、もう一つ、前町長言われてたように、そこから先に乗り換えて、岡山市内へお買物とか御用事に行っていただく。そういう面のPRが足りてないのは確かだと思います。岡山医療センターまで行っても、そこから先どうしたらいいのかっていう声はよく聞きます。なので、もうちょっと親切にそこから先どうやったらいいのかっていうPR、このPRのほうももう少ししてあげるほうが利用率の向上につながると思います。わざわざ、在来線のバスの路線でいくと芳賀佐山団地のほうを回ったりしてかなり大回りで、私も乗ったことあるんですけど、結構揺れる大きなバスで、体に負担も大きいので、町のバスだったら安全に国立医療センターまで行ける。そこから先は民間のバスなりタクシーなり使って行っていただく、そういう方式をもっともっとPRしたほうがいいと思います。

あともう一つ、デマンドとそれからへそ8ですけど、今改良中なのでこちらもどういふうに使ったら国立病院に行く線が生きるか、そこをもうちょっとすり合わせのほうをお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

河上議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに医療センターから先のPRというのはなかなかできてないと思います。今後はそこから先の交通手段、あるいは先ほど言われた、次に言われた町内デマンド、町内巡回バス等との連携、接続といいますか、そこらも含めて合わせて早急に考えていきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第2号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第3号、吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

先ほどの議会の保護条例の件と関連してなんですが、今回の条例提案はもともとあった吉備中央町個人情報保護条例が廃止される。そして国の作ったこの法律の下で運用されていく、そのための施行規則というふうな位置づけになって、いよいよこの地方自治体としてのその地域あるいは住んでいる人たちのそういう状況を踏まえ、また要求を受け止めながらという、その分が随分後退してきたと言わざるを得ないというのが一つ気がかりなことなんです。

それから、もう一つは、この国の作った法律は、この前も一般質問でも若干言わせてもらいましたが、改めてデジタル社会、これにどれだけ情報を集めながら有効活用するか、それを促進するために今度の法律が作られた。言わばある言葉で言えば、別の言葉で言えば規制緩和がこういう形で進んでいく。しかも個人情報がまとめられて第三者に提供されていく、そういう可能性に道を開いたとの関係でこの条例を見る必要があるというふうに私は思ってるんです。

特に、スーパーシティの説明会を吉備高原都市で開かれたときに、ある住民から、この個人情報が飛び交うことで監視社会等に対する危惧が広がって、カナダではそういう国の

提起が否決されているというふうなこと、あるいはちょうどその前後して、中国でこの管理社会、非常に強化されて、個人の権利というものがないがしろにされていってるような状況が生まれましたし、一方、日本の、一人ひとりとしての個人、日本人の情報が外国の情報産業によって曖昧になっているというような指摘も新聞沙汰になった経過があると思うんです。そういった意味で、本来個人情報をしっかり保護するという立場から隙間を作って規制緩和して、これが有効利用できるようなところに道を開いた。それに従うようなこの規則をこの条例として吉備中央町でも制定しなさいというふうな内容に思えて仕方はないんですが、その辺り、提案の理由としてはどう受け止めておられるか、少し確かめておきたいと思いますので、よろしく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

日名議員の御質問にお答えさせていただきます。

この個人情報につきましては、国の法律が施行されまして、もう全国官民一体的にこの国の法律に基づいて行なっていくという形になります。町のほうとしても基本はその国の法律に基づきまして、町の中で定めている条例ということで、その中では当然個人情報のファイル簿というものでどういう形で個人情報を活用したというのも、今後ファイル簿を作成してそちらのほうを公表していくというふうな形になります。

それから、それに基づいて、当然この法律については罰則規定のほうもございまして、その辺は情報の漏えいとか、正しくない形での情報ということになれば罰則規定のほうも設けられております。そうした形で、町のほうとしてもその辺はしっかりと、法に基づいて管理のほうを行なっていきたいというふうには考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

法案を全体目を通して、確かに法律違反のときには罰則規定等があったりして、それはそれなりに個人情報を保護するという立場での配慮も条文化されてます。しかし、私がさっきも言いましたように、今まではそういう吉備中央町には個人情報を第三者によって外に広がっていくというようなことは想定されてませんでした。開示請求があったときには情報は開示されてましたけれども、という意味では、やっぱり規制緩和して情報がどん

どん流出していくという、そこが道を開かれてしまったというところに、私は最も警戒心を持たなければならないところじゃないか。その点についてはやっぱりこの法案の、国の法律のその目的がどうなっているかといったら、やっぱりこのデータを有効利用する、そのことでデジタル産業を新しい産業として、成長産業としてどんどん活性化させていくんだと、それが狙いなんだっていうふうに重点が置かれたことも事実なので、警戒心は警戒心としてしっかり、今までの自治体が持ってた条例の意思をしっかり尊重して対応していく必要があるんじゃないかという疑問は持ち続けますので、もし私の受け止め方に対するコメントがあればお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今議員のほうからおっしゃられたとおり、その辺のところはやっぱり町としても個人情報を守っていき、漏えいしないようにその辺のところはしっかりと、国の法律に基づいてという形にはなりますが、管理して努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

すみません。この条例に反対するという意味じゃなくて、理解を深めるがためにちょっと若干教えていただければと思います。

今回、この個人情報の取扱いにつきまして、最終的にはファイル簿として残していくとか、データ蓄積するように何か書物を見たらなっているんですけども、その個人情報の登録簿と呼ばれるもの、これはまずどこがどういうふうに最終的に、この吉備中央町に関するものはどこがどういうふうに最終的に管理をされていくのかっていう部分をまず一つと。

それから、何かちょっと情報を読ませてもらうたら、例えば1,000人に満たない個人情報のファイルについてはファイル簿の記載は必要ありませんよというように、何か今

回変わっていったというふうには書いてあるんですけども、こういうことは、例えばこの吉備中央町のような人数の少ない小規模自治体においては、その1,000人以下の情報というのかなりあるかと思うんですけども、その辺りの取扱いが今後どうなっていくのか、この辺り分かれば教えていただきたいと思います。

それと、最後にもう一つ、この情報の中身の中で、例えば要配慮個人情報と呼ばれるものの中には、本人の人種であったり信条、社会的身分、あるいは病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実とか、そういうものが含まれてるようにお聞きするんですけども、その中に、例えばその性別の関係、今、昨今やっぱり話題になるLGBT、こういったものが含まれているのかどうか。今の表現の中にはちょっとこれは入ってないように思えるんですけども、吉備中央町の中ではそういったものが含まれるのかどうか、この3点についてお教えいただけるとありがたいです。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

黒田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

このファイル簿の関係ですが、基本的には町のほうで作成して公表することとなります。ファイル簿の作成に向けて今内部で整理のほうをしている状況なので、まだ検討段階ということにはなるんですが、その個人情報を活用した各課のほうで作成をいただいて、それを一括的に企画のほうで取りまとめて公表させていただくような形になるかというふうには思います。

それから、1,000人に満たない、この辺についてもちょっと内部でまだ協議をしているところではあるんですが、基本的には国の法律に基づいた形での公表という形にはなろうかと思えます。

それから、LGBTの関係については、ちょっとこの場ですぐ御回答ができない部分がありますので、その辺はまた整理をさせていただいて御連絡をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

はい、了解しました。

ちょっともう一個だけ、先ほどの一番最初の質問なんですけれども、個人情報の最終的な管理っていうのは町がやられてるというふうに回答があったんですけども、先ほどちょっと同僚議員の話につながるんですけども、この情報については今回、さっき同僚議員も言っていたように、海外の日本と同じような状況、条件の国に対しては提供ができるというふうに何か私が見たものには書いてあるわけなんですけれども、その国に対して提供であるんなら、それはちょっとありかなという部分、個人的には思うんですけども、例えばその国の中の大企業です、よく言葉で出るG A F Aと呼ばれるような大きな言葉に出して、ネットの世界の、そういうところから、例えば吉備中央町に対してこの資料を請求しますからその情報を教えてくださいよと、仮になったときには、これは吉備中央町とすればどういうふうな対応になるのか、ちょっと最後にそれだけお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

そういうケースが起きた場合ですが、現状そういうふうな今事が起きてないので、すぐにどういふ、その場になったときに法律に基づいてということになるので、その辺が提供できるのかどうかというところは、県なり国なりにも確認をしながら進めていければというふうには思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

ちょっと1点、事務的といいますか、実務的なところでお尋ねしたいと思います。

これ条例については非常に内容の奥深いものがあるかと思います。ただ、4月1日からの施行ということなっておりますが、今の段階で、当日4月1日を迎えるに当たって、内容の、特にこの第4条には個人情報の取扱事務登録簿を作成するというようなことも書いてあります。今日段階でも既にできておるのかどうか、1日からの開始に向けてその辺り、事務的にきちっとした対応策なり、皆さんへの内容の周知なり整っているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

丸山議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今年度中には登録簿のほう作成ということで進めておりますので、4月1日にはそういう形で整理のほうもできた状態にはしようというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

一般的な認識としてお尋ねしたいことがあります。

先ほどの同僚議員が質問をしたように、議会のほうは議会のほうで作った、先ほど成立しましたけども、行政機関のほうがたくさん情報を持って個人ファイルが作成されます。それで一部緩和という、緩和的なこともこの法律に書かれておりますが、これは法治国家でありますので、改正された個人情報保護法にこれはできたものに従わなきゃいけないと思ってるんですが、一般論として、いろいろ本を読んでもみますと、この作成された個人情報にJ-LISというところに全部送信して政府と共有をしていくということの中で、一つはハッキングとか、セキュリティの問題は具体的にその個人の民間病院でもどこの診療報酬がどうだとかということが出てますけども、そういうセキュリティのものが第一にはどうなってるのか。

もっと本質的には、これも本で、書籍で読む情報ですけども、世界のサーバーの半分以上はアマゾンが所有していると、GAF A初め今情報は中国かアメリカに流れていくんだと、そのサーバーを持っているところなんです。その辺りの、今回のこの個人情報が個人でファイルされて全部全国で集約されてJ-LISへいったものは、そういうふうなサーバーを通じて、大きな、GAF Aと呼ばれてるようなITの企業の一つの懐の中に入っていくのかどうか、そういうことは本には書いてあるんですが、そこら辺は一般論としてはどうなんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。



○企画課長（大樫隆志君）

山崎議員の御質問についてお答えさせていただきます。

セキュリティの部分につきましては、当然国のほうでしっかりとしたセキュリティを、これだけ全国一律で官民一体となつてのルールの下に法律に基づいてやっていくということになりますので、国のほうがしっかりとその部分のセキュリティについては対策は取っていただけるものと思っております。

それから、町の関係の個人情報につきましても、その辺のセキュリティはしっかりと、漏えい等そういうふうな問題が起きないように管理をしていこうというふうに努めていこうと思います。

それから、そのサーバーの関係なんですが、ちょっとその辺どういう形で外国まで行くかということまで、ちょっとこちらもそのところの認識がない部分がありますので、その辺はまた勉強させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

るる論議になりましたが、やっぱし私は危惧するところのほうが強いので、少なくとも今回の条例廃止等については賛成しかねるというふうに意思表示をしたいと思うんです。特に今論議になりましたように、第三者へのこの個人情報の提供というのが27条、28条、31条、あるんですが、例えば外国にある第三者への提供、これが制限される、制限されるっていうことは、それ以外は筒抜けになる。筒抜けという言い方は悪いですけど、条件はついてるけどもそうでないところはという形でどんどん流れていく、この辺のセキュリティ云々言われましたけども、心配だということは言いたいと思いますし、それ

から、デジタル産業、これどんどん進めていくということは民間企業にもこの情報が第三者として提供されていく、その道が開かれたというふうにも受け止めなければならぬと思うんです。

そういった意味でも、特にトップとして先行を発出しているこのモデルの吉備中央町では、この問題についてはしっかり論議もして、本当にセキュリティ、どこまで守られる保証ができてくるのかということを確認し続けたいかと、そういう意味で施行規則という形で格下げになっていくことについての私は危惧を持ちますので、この条例を廃止するというふうな提案に対しては、中身をも含めている提案については反対を表明したいと思います。

○議長（難波武志君）

はい、賛成の討論は。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

はい、では討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第3号、吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第4号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第4号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第5号、吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第5号、吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第6号、吉備中央町職員の旅費に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第6号、吉備中央町職員の旅費に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第7号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第7号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第8号、吉備中央町町有林整備基金条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第8号、吉備中央町町有林整備基金条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第9号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第9号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第10号、吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第10号、吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第11号、吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第11号、吉備中央町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第12号、吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第12号、吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第13号、吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第13号、吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第14号、吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

消防団条例の改正の一部の3の表、その他必要と認める場合についてお伺いします。

これは例えばどのようなことを指してるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

河上議員の御質問にお答えします。

その他必要と認める場合とありますが、具体的にこれというのはありませんけど、そういう事案が出たときには、この条項を参考にさせていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

分団では毎月1回ポンプの点検とか消防車両の点検、それから広報活動などを行なっていますが、そういうことに対しての対応はどのようになってますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

通常の点検等であれば、通常の業務としての、ここではないですけど、運営交付金であるとかというふうな形の活動としていただければと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これは課税上のことなんですけども、13条の費用弁償が削除されて出動報酬という報酬になっておりますけども、私の理解では費用弁償は課税所得にならずに報酬はなると思うんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

はい、それで結構です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第14号、吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第15号、吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

ちょっと、説明はあったと思うんですけど、この理由は何でしたかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

質問にお答えいたします。

平成30年に定住促進住宅整備、PFI事業によりまして町有吉備高原住宅の整備を行いました。その整備費用のうちの維持管理運営費についての変更でございます。

変更の内容といたしましては、維持管理費を令和元年から令和30年度の30年間で町が負担いたします。その中の維持管理費が近年の物価、高騰しておりますことにつきまして金額の変更を行うものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

課長、これ契約事項で維持管理費の、これはほんならその30年間の間に、またこの契約というものはこういうふうに変更があると想定してもよろしいんですか。一応契約事項なんで、どんなんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

契約条項の中に3年ごとに見直すということになっておりますので、3年ごとに100分の1を変動した場合には変更があります。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第15号、吉備中央町定住促進住宅整備事業契約締結の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町賀陽福祉センター）については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町総合福祉センター）については原案のとおり可決されました。

議事の審査の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩とします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の審査を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、議案第18号、令和4年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

ページ数は17ページです。これ中身、疑問を持ってというよりも、ちょっと知りたいなという感じで質問です。

特に、小・中学校児童・生徒給食代、諸収入のところで約1,600万円減額になってますが、これは無償化でコロナ交付金等を使っていった、そのおかげで徴収するはずの給食代が収入としては徴収されなかったというふうを受け止めたらいい内容ですよ、というのをちょっと確認しようと思います。

それから、ごめんなさい。19ページそれから23ページのところで、デジタル田園都市国家構想関係のところの補正、かなりの減額になっています。これは僕流に解釈すると、昨年4月、新年度になってスタートした体制で、これが8月にLLPの結成なんかがあっただんだん整っていく。そして実装化を向けて具体化されていく流れの中で、それなりの計画を、大ざっぱな計画を出して交付金だけはもらっとういうふうな素人的な発想で一定の確保をした交付金が、逆に言ったら、その構想の具体化が遅れたために実装化も遅れて、本来必要な経費だったものが残されていくというふうな過程にも取れるし、綿密な事業の中身を組み立てていけば、やっぱりそういうことになって、しかも時間的な余裕がなくなって幾つもの事業が積み残されたというふうにも取っていいのか。

まあいろいろ想像を巡らせてみるんですが、この辺り、相当な額ですし4月当初にもう既に作られてた予算というふうな関係も含めて、少しその実情を聞いておこうと思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

また、この過程で、このデジタル田園都市構想の取組、もう少し地域の実情をしっかりとつかんで計画を立てていく必要があったんじゃないかというふうなことを一般質問でもさせてもらいましたけども、こんだけの交付金が余ったというふうになったその原因をどう見ておられるかというのも合わせてお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、日名議員の御質問にお答えします。

17ページの小・中学校の児童・生徒の給食代ですが、議員さんおっしゃられるとおり、コロナ禍の中で家庭の負担軽減のためということで給食費無償化をしました。そのことに伴い予算のほうを落としたものでございます。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

日名議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

補正予算の関係でデジタル田園都市国家構想推進交付金との関係ですが、減額額が大きいというところですが、当初国のほうに計画を出す段階で、交付金の上限額が1億円という上限額がございました。

そちらの上限額に基づいて予算のほうを、取りあえず計上のほうを組まさせていただいて、その後計画を出して事業内容が固まっていく中で金額のほうも固まっていったということで、その部分で交付金の額と、実際に予算額と交付金の額というのがちょっと乖離がございました。その辺の部分の今回減額で落とさせていただいているということになります。当然、事業を進めていく上で地域の実情も踏まえながら、そういうふうな形で事業のほうは今後進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

大体大まかな流れ、私はこうかなと思ってたということと一致してたのですが、ただ、事業の発注者と受注者、推進協議会とそれからLLPの関係、大体企業等団体が重なってまいりますので、そこでは本当に競争入札、物品を購入する場合も含めて、競争入札等のそういう仕組みが取られないということが説明でありましたけれども、やっぱりそこでは緊張感

がそれだけ失われますよね。

というふうなことから、ずばり言うてしまえばなれ合い的なものも起こったんじゃないかな。その一つが、新山でのEV、実情に合わない物品がもう既に当初かなり早くから買われていたというふうに思うんです。こういったことをもう少し、競争入札などあれこれやればああいう事態は起こらなかった可能性もあるんじゃないか。

これは私が見聞きしたことのひとつなんで、例えばの話です。もっと全体的にそういった視点でこの事業を見ていかないと、体制の欠陥というふうなものが次々と指摘されるようなことがないのにならなければならないとも思いますので、その辺り、どういうふうに受け止めておられるか聞いてこうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

発注者とLLPの関係についてですが、この事業自体プロポーザル方式で公募をかけたまま、審査をして決定しております。その審査員につきましては、その事業者等の方は入られてませんので、その辺は事業者以外の方、町また議会、それから大学であったりとか、そういうふうな方の目線で事業のほうを審査していただいて事業者を決定したという経緯がございます。

今後、競争入札等というお話も出ましたが、その辺もいろいろ事業によっては新たなものはこれから構築していくというところで、金額だけでなかなか判断ができるような部分もないわけですので、その辺提案内容も踏まえて、町の進めていく事業として審査のほうをさせていただいて、事業者等も決めていくという流れで進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

説明は私は納得できるんです、そのとおりだと思うんです。が、具体的な展開の中では、そういうことが本当に貫かれるかどうか、これは、やっぱり一定の経済活動、いわゆる利益を伴ったりするわけですから、いわゆるこういう仕組みを上手に使うというような

ことが起こり得る可能性も一方では秘めているように、私には感じられるんです。そういった意味で、文字どおり、今答弁いただいたこの立場がどこまで貫かれるか、この辺が来年度予算にまた反映することです。その実施に、実行に反映することですので、強い警戒心というか、注視というんですか、そういうためでも見る必要があるんじゃないかなというふうに思ってますので、もし追加の、今要請というふうな意味で受け取ってくださっても結構ですが、そんな気持ちがします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

来年度の事業に向けてもその辺をしっかりと、中でも皆さんの御理解をいただけるような形で進めていきたいというふうには思いますので、よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私もちょっと関連で、デジタル事業のことでちょっと教えていただきたい。どうしてもちょっと分からないところがありまして。

多めに金額いただいて、実際に使ったから余ったものを返金というか、減額ということだと思うんですけど、タイプ1については返金があると思うんですけど、タイプ3については、そこはどうですか。

もう一点が、この町のデジタル田園都市の推進交付金交付要綱の中で、取得財産の処分というところ、第22条です。交付金事業者が交付対象事業によって取得した財産というふうに書かれてるんですけど、これ普通に見ると協議会が多分交付金事業者だと思うんです。交付対象事業、例えば交通のことであれば、この事業によって取得したもので考えると、マイクロEVと呼ばれるものなどは、交付金事業者が交付対象事業によって取得している財産と捉えると、あれ所有権のことで聞くと町のものだと言ってたんですが、これシンプルに考えると協議会の所有に当たるのではないかと思います。この2点についてちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

成田議員の御質問にお答えします。

タイプ3につきましては、今実績を固めているところで、若干の当初の予算額よりは少ない金額で実績が出てくるようには思っております。タイミングもあって今回、まだ事業が動いている段階だったので、今回の減額という形での補正予算をさせていただいてないんですが、令和4年度の実績として数字のほうははっきり決まるということになります。

それから、交付金の所有権の関係なんですが、タイプ1の事業につきましては、所有権は町と契約という形になりますので、所有権については町のものになるかという認識でこちらのほうは思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、タイプ3の当初のものと、やったお金で余ったなっているのは、ちょっと僕も、すみません、議会の仕組みが分からないんですけど、6月に減額みたいな形になるんですか。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

タイプ3の事業につきましては、予算はちょっと概算的に組んでおる部分があります。実際の実績によって今年度の、令和4年度の実績額が決まりますので、例えば4億円で予算を組んでおりまして、実際の実績が3億8,000万円ということであれば2,000万円は不用額として残るという形になろうかと思えます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第18号、令和4年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第21、議案第19号、令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第19号、令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第22、議案第20号、令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

介護保険の予算書の9ページなんですけども、介護保険は始まって最初はたしか記憶では12億円ぐらいだったんですけども、今もう21億円を超えて倍に近くなって、高齢化率もどんどん増えているんですけども、その中で9ページの一番下の欄に、国庫支出金で保険者機能強化推進交付金とか介護保険者努力支援交付金というのが当初なかったものが今回補正で合わせて500万円弱来てるんですけども、説明では取組が評価されたとかという説明、達成状況が何かあったというふうな御説明だったんですが、これどういう目標を立てて、何が達成されてこの支出金がここに来たんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

7番、山崎議員の御質問にお答えします。

この交付金でございますけども、高齢者の自立支援ですとか重度化防止等に関する取組、そういったものの達成状況が評価されて交付されるものです。具体的には、地域ケア会議の開催ですとか認知症施策の実施状況といった指標による実績評価により交付されるものです。これは介護保険制度が始まって、次第に介護保険料も上昇していくという中で、やはり地域支援、いわゆるその地域に対する取組に対して取組をすることにより、少しでも介護保険料を下げたいこうという取組の中での指標でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑は。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

では、この大きな21億円余りの金額なんで、500万円というのはそれから比べれば知れてるんですけども、やっぱり介護保険、介護を受けるということは、御本人もそうですし周りも大変ですし会計的にもやっぱりどんどん増えているので、こういうことの努力を積み重ねていってほしいと思うんですが、さっきの御説明によれば、これ一時的に来たのではなくて、介護保険制度そのものの中にこういう評価があって、ケア会議とかいろいろ取組をすれば制度としてこれは来年度もこういうふうな交付金があるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

はい、議員さんおっしゃるとおり、今年度でおしまいのもものではございません。今後いつまで続くかということとは分かりませんが、来年度も続く予定でございます。

○議長（難波武志君）

質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第20号、令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第23、議案第21号、令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第21号、令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第24、議案第22号、令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第22号、令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第25、議案第23号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。



本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第23号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

明日3月23日に予定しております日程第3、議案第25号から日程第13、議案第35号までを、都合により繰上げ、これを本日の日程に追加し、議題としたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日23日に予定しております日程第3、議案第25号から日程第13、議案第35号までを本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第26、議案第25号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第25号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第27、議案第26号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第26号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第28、議案第27号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第27号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第29、議案第28号、令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第28号、令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第30、議案第29号、令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第29号、令和5年度吉備中央町育英資金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第31、議案第30号、令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第30号、令和5年度吉備中央町診療所特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第32、議案第31号、令和5年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

この提案の内容ですが、実態とすれば県の補助金を受けてほとんど毎年の繰り返しなんです、この事業はそれ自身これからどんなふうになっていくのか、少し形式的になり過

ぎてて、こういうことがいつまで続くんだろうかというふうに思えるんですが、その辺、実態も含めて教えてほしいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原住民課長。

○住民課長（歳原雅則君）

1番、日名議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

この住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、県の補助金により資金の貸付けを行なった方に対する償還の事務についての補助金でなっております。実情としまして、この償還のほうの実績は順調にっていないというのが、皆さん御承知のところかと思えます。実際のところ、行方が分かっていない方とか、そういった方もおられます。業務的には行方の分かっている方に対しての償還のお願い、要するにこの特別会計の補助金を用いまして償還のお願いができるところをお願いをしていっているというのが実情で、実績としても僅かなばかり上がっているというような状態です。

実際のところはこれを全て税金でいうところの不納欠損のような扱いができれば、好ましいとは言いませんけれどスッキリする形になるかも分かりませんが、現状ではそういったことができない、制度上できないといったものがありますので、このような形で継続しているといったところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第31号、令和5年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第33、議案第32号、令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第32号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第32号、令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第34、議案第33号、令和5年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第33号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第33号、令和5年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第35、議案第34号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第34号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第34号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第36、議案第35号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第35号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第35号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計予算

については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午前11時28分 閉 議